

# 保 育 料 (幼稚園利用料)

熊野町特定教育・保育施設の利用者負担額等徴収規則

別表第2 (第2条関係)

(1) 幼稚園利用料徴収金基準額表

各月初日の在籍児童の保護者の属する世帯の階層区分		幼稚園利用料 (月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(含単給世帯)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0
B	市町村民税非課税世帯	2,900
C1	市町村民税所得割額 48,600円以下	7,800
C2	市町村民税所得割額 48,601円以上60,600円以下	12,700
C3	市町村民税所得割額 60,601円以上77,100円以下	13,000
C4	市町村民税所得割額 77,101円以上211,200円以下	17,500
C5	市町村民税所得割額 211,201円以上	22,500

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書より

税 額	町民税	税額控除前所得割 ④	納 付 額	
		税 額 控 除 額 ⑤	6月分	
		所 得 割 額 ⑥	7月分	
		均 等 割 額 ⑦	8月分	
税 額	県民税	税額控除前所得割 ④	9月分	
		税 額 控 除 額 ⑤	10月分	
		所 得 割 額 ⑥	11月分	
		均 等 割 額 ⑦	12月分	
額		特 別 徴 収 税 額 ⑧	1月分	
		控 除 不 足 額 ⑨	2月分	
		既 充 当 額 ⑩	3月分	
		既 納 付 額 ⑪	4月分	
		差引納付額(⑧-⑩-⑨, ⑩)	5月分	
		変 更 前 税 額 ⑫	変 更 月	
	増 減 額 ( ⑧ - ⑫ )	月		

この欄の金額により階層を決定します。

※ 市町村民税 所得割額については、各市町税務課等からの通知をご確認ください。

《注意》

- (1) 保育料は、世帯の市町村民税所得割の額により算定します。
- (2) 3月及び8月に『幼稚園利用料決定通知書(最終頁参照)』を保護者に通知します。
- (3) 決定金額に基づき、保育料を幼稚園に支払っていただきます。
- (4) 就園奨励費の支給はなくなります。